

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成29年7月13日(2017.7.13)

【公開番号】特開2016-177599(P2016-177599A)

【公開日】平成28年10月6日(2016.10.6)

【年通号数】公開・登録公報2016-058

【出願番号】特願2015-57933(P2015-57933)

【国際特許分類】

G 0 7 D 9/00 (2006.01)

【F I】

G 0 7 D 9/00 4 5 6 A

【手続補正書】

【提出日】平成29年5月31日(2017.5.31)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項1

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項1】

紙幣を金種別に収納するスタッカと、前記スタッカへ補充する紙幣を収納するカセットと、少なくとも不明券または多重送り券と判定された紙幣を収納するリ杰クトボックスとを有する自動取引装置において、

前記リ杰クトボックスへ収納された収納枚数を算出するリ杰クト枚数算出部を備え、

前記リ杰クト枚数算出部は、前記リ杰クトボックスへ収納される紙幣が不明券の場合には紙幣は1枚が収納されたと推定し、前記リ杰クトボックスへ収納される紙幣が多重送り券の場合には紙幣は2枚が収納されたと推定して前記収納枚数を算出し、

前記リ杰クト枚数算出部は、前記自動取引装置に収納されている紙幣の枚数を金種別に精査する精査処理が行われた場合には、精査処理前後の紙幣枚数の差分に基づき、前記推定して算出された収納枚数を補正する

ことを特徴とする自動取引装置。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 3

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 3】

また、ATMでは、入出金等の取引された結果の紙幣や硬貨の論理上の枚数(論理枚数)と、内部に現に存在する紙幣や硬貨の総数が一致しているかの精査を定期的に行う必要があるが、無人店舗、特に遠隔地に設けられたATMで、係員が定期的に精査するのは負担が大きい。そこで、遠隔地に設けられたATMを中心にして、係員が現地に出向くことなしに監視センタで精査を行うリモート精査が提案されている。一例として、特許文献1にあるような精査システムが提案されている。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 1 2

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0012】

以下、図面に従って本発明の実施形態を説明する。図1は、本発明の自動取引装置が適用される自動取引システム1の全体構成図である。自動取引システム1は、自動取引装置10(以下、ATM(automated teller machine)と呼ぶ)、ホストコンピュータ100、監視センタ200を含む。ATM10、ホストコンピュータ100及び監視センタ200は、ネットワーク400を経由して通信可能に接続される。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0025

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0025】

搬送部41は、ATM10内部で紙幣を各場所へ移動させるためのもので、紙幣の通路、通路に沿って紙幣を移動させるローラ、ローラを駆動するモータ及び紙幣の位置を検出するセンサ等々を有する。入出金部42は、顧客が現金を入金したり、内部から繰出され顧客に渡されたりする現金を格納するボックスである。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0026

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0026】

スタッカ43は、顧客からの入金紙幣や顧客に出金する紙幣を、金種別に分けて収納する紙幣収納部である。また、スタッカ43は、計数用にも使用される。カセット44は、外部から紙幣を補充したり、スタッカ43で一杯になった紙幣を回収したりする紙幣収納部である。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0053

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0053】

図8A、図8Bは、リ杰クトボックス46の収納枚数算出処理の手順を説明するメインのフローチャートである。リ杰クトボックス46の収納枚数算出処理では、精査やエンプティ検知時を基準として、前回の精査やエンプティ検知時から今回の精査やエンプティ検知時までの間で、リ杰クト枚数が推定され、今回の精査やエンプティ検知が行われた際に推定されたリ杰クト枚数が補正される。

【手続補正7】

【補正対象書類名】図面

【補正対象項目名】図9B

【補正方法】変更

【補正の内容】

【図 9 B】

